第16回全日本ホルスタイン共進会北海道大会

酪農資材器具展•技術交流会出展規程

2024年5月31日制定

(趣 旨)

第1条 この規程は第16回全日本ホルスタイン共進会北海道大会(以下「第16回全共」という。)の趣旨に賛同する法人、その他の団体及び個人(以下、これらを総称して「法人等」という。)が、場内において出展する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(出展)

- 第2条 この規程において出展とは、法人等が来場者に対して行う次の各号に掲げる行為とする。
 - (1) 酪農・乳業に関する技術及び商品、農業機械、生産諸資材、動物医薬品、生産物の処理加工機械器具等の展示紹介等。
 - (2) その他、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会(以下「主催者」という。)が認めた もの。

(出展期間及び出展時間)

- 第3条 出展期間及び出展時間は、以下のとおりとする。
 - (1) 出展期間 2025年10月23日(木)~26日(日) 4日間
 - (2) 出展時間 2025年10月23日(木)~25日(土) 9時00分~17時00分 10月26日(日) 9時00分~12時00分

(出展会場)

第4条 出展会場は、北海道ホルスタイン共進会場内屋外緑地帯(北海道勇払郡安平町)とする。 なお、出展場所は主催者が決定する。

(出展条件)

- 第5条 申込者は次の各号全てに該当しなければならない。
 - (1) 酪農・乳業に関する技術及び商品、農業機械、生産諸資材、動物医薬品、生産物の処理 加工機械器具などを販売、製造する業者。その他主催者が認めた者。
 - (2) 大会期間中継続して、出展出来る者。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十二号)第二条第二項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(展示物の種別)

第6条 酪農・乳業に関する技術及び商品、農業機械、生産諸資材、動物医薬品、生産物の処理 加工機械器具等、その他主催者が認めたものに限る。ただし、他に危害を及ぼす恐れがあるも のを除く。

(出展の申込み)

第7条 出展を希望するもの(以下「申込者」という。)は、2025年3月末までに別に定める酪農資材器具展・技術交流会出展申込書(以下「申込書」という。)を主催者に提出しなければならない。

【申込書類の提出先】

〒164-0012 東京都中野区本町 4-38-13

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会 全共対策室

(出展の承諾及び決定)

第8条 主催者は、第7条の申込書の提出があり、かつ第5条の全てに該当することを認めると きは、申込者に対して別紙「出展承諾書・請求書」を交付する。

なお、決定については、出展料の納付をもって契約締結に代えるものとする。

(出展者の義務)

第9条 第8条の出展承諾書を交付された者(以下「出展者」という。)は、本出展規程並びに 後日配布する「出展要領」等を遵守し、その他主催者の指示に従わなければならない。

(営業に必要な許可等)

第 10 条 出展者は、物品等販売に際して、法令上、届出等が必要な場合は、自己の責任において 監督官庁等で手続きを行うものとする。

(出展料及びその他費用の負担等)

- 第11条 出展料及びその他費用の負担等は 次の各号に揚げるものとする。
 - (1) 出展料
 - ① 小間サイズ 間口 2.5m×奥行 3.0m ×高さ 2.4m 面積・小間形態 7.5 ㎡ 背面及び側面パネル付き 1 小間当たり 264,000 円 (消費税込)
 - ② 備品

社名版 (W1500×H300) 電源設備 (100v 500w2 口) 長机 1 脚、椅子 2 脚

- (2) その他費用の負担等
 - ① 出展料は小間の使用料とし、搬入・搬出の諸経費 W2475(芯々) 及び装飾費、主催者の負担で設置するもの以外の備品レンタル費等は出展者負担とする。
 - ② 電源設備の増設等は、有料オプションとして出展者決定後に別途案内する。

(出展料の納入)

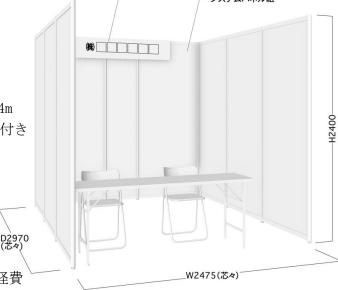
第 12 条 出展者は期日までに主催者が交付した「出展承諾書・請求書」により請求した出展料を 指定口座に納入しなければならない。なお、送金手数料は出展者負担とする。

(主催者による出展決定の取り消し)

- 第13条 主催者は次の各号のいずれかに該当する場合は、出展承諾を取り消すことができる。
 - (1) 第6条の出展物の種別を著しく逸脱している場合。
 - (2) 第12条の出展料の納入が期限内に行われない場合。
 - (3) 第15条の出展の制限及び禁止に該当する場合。
 - (4) 出展者及び出展内容において公序良俗に反する行為があった場合。
 - (5) 出展を放棄、又は中断した場合。

(出展料の返還)

- 第 14 条 主催者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として既納の出展料を返還しない。
 - (1) 第13条により出展承諾が取り消された場合。
 - (2) 出展承諾後、出展者が都合により出展を辞退した場合。
 - (3) 災害、社会事変その他やむを得ない事由の発生により大会を中止、又は大会期間を短縮した場合。



(出展の制限及び禁止)

- 第15条 主催者は、次の各号のいずれかに該当するものの出展を制限し、又は禁止することができる。
 - (1) 爆破、引火、倒壊等のおそれがあるもの。
 - (2) 公序良俗をみだすおそれがあるもの。
 - (3) 衛生上害のあるもの。
 - (4) 主催者の許可なく、入場料または観覧料を徴収するもの。
 - (5) その他管理運営上支障があると認められたもの。

(小間数及び小間位置の決定)

第 16 条 小間数及び会場内における小間の位置については出展内容、小間形状、出展者数などを 考慮して主催者が決定する。ただし、出展状況の変動による会場レイアウトの変更等は主催者 に一任されるものとし、出展者は主催者に対する異議申し立てならびに賠償責任等を問うこと はできない。

(会期中の常駐義務)

第17条 出展者は、本展の出展時間中、割り当ての小間内に常駐しなければならない。

(会場管理および免責)

第 18 条 主催者は会場の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払うが、各出展者小間内の警備までは行わない。また、主催者は出展物および資材等に生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示小間を使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその責任を負わない。

(開催の中止・中断)

第 19 条 天災などの不可効力によって開催不能または継続困難となった場合、主催者の決定により開催を中止または中断することがあるが、中止・中断により生じた損害その他の責任については一切負わないものとする。

(会場内の行為の制限)

- 第20条 出展者は、本会場内において次の行為を行ってはならない。
 - (1)「第16回全日本ホルスタイン共進会 北海道大会 酪農資材器具展技術交流会」の開催主旨 に合致し、申込書に明示された内容以外の展示
 - (2) 通路、休憩所、本展示場外など、自らの出展スペース以外での展示・宣伝・営業行為
 - (3) 来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたすおそれのある展示や行為
 - (4) 主催者が許可した物品以外の販売
 - (5) アルコール飲料の提供
 - (6) 出展者は光・熱・臭気・音量を放つ実演など、他出展者の迷惑・妨害および誹謗・中傷 となる行為

(販売行為によるトラブル)

第 21 条 主催者の許可した物品の販売による金銭の享受に関するトラブルが発生した場合、また 価格表示や商談におけるトラブルが発生した場合、いずれについても主催者は一切の責任を負わない。

附則

この規程は、2024年6月1日より施行する。